

矢板市規則第 35 号

矢板市景観条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び矢板市景観条例（令和 4 年矢板市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(景観計画区域内における行為の届出)

第 3 条 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項に規定する届出書は、景観計画区域内行為（変更）届出書とする。

(事前協議)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議書の提出により行うものとする。

2 前項に規定する協議書の提出について、省令第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

3 条例第 9 条第 3 項の規定による助言又は指導は、措置事項通知書により通知するものとする。

4 市長は、条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する協議が完了したときは、事前協議結果通知書により、当該協議の相手方に通知しなければならない。

(行為の完了等の届出)

第5条 条例第10条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了(中止)届出書により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(添付図書)

第6条 条例第11条の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 区域面積、建築面積及び床面積が確認できる求積図
- (2) 方位、縮尺及び寸法並びに開口部の位置が確認できる各階平面図
- (3) 方位及び縮尺、付近の土地の利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域が確認できる現況図
- (4) 行為の前後における、方位及び縮尺が確認できる土地の縦断図及び横断図

(届出等)

第7条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為(変更)届出書により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

3 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為に対する勧告書により行うものとする。

4 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為実施通知書により行うものとする。

(適合通知)

第8条 条例第16条に規定する通知は、景観計画区域内行為(変更)届出適合通知書により行うものとする。

(変更命令等)

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、景観計画区域内行為に対する命令書により行うものとする。

2 法第17条第4項の規定による通知は、変更命令期間延長通知書により行うものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、景観計画区域内行為に対する原状回復等命令書により行うものとする。

4 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(景観重要建造物の指定の提案)

第10条 省令第7条第1項に規定する提案書は景観重要建造物指定提案書とし、同項第3号に規定する書類は景観重要建造物提案合意書とする。

2 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物非指定通知書により行うものとする。

(指定の通知等)

第11条 法第21条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、景観重要建造物指定通知書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該指定が法第20条第1項の規定による提案に基づくものである景観重要建造物に係る通知は、景観重要建造物指定通知書により行うものとする。

3 省令第8条第2項に規定する方法は、当該土地その他の物件の範囲を示した図面の添付とする。

4 法第21条第2項に規定する標識は、矢板市景観重要建造物指定標識とする。

(現状変更の規制)

第12条 省令第9条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物現状変更許可申

請書とする。

- 2 市長は、法第22条第1項の許可をした場合は景観重要建造物現状変更許可書により、許可をしなかった場合は景観重要建造物現状変更不許可通知書により、前項に規定する申請書を提出した者に通知するものとする。

(原状回復命令等)

第13条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)

の規定による命令は、景観重要建造物等原状回復等命令書により行うものとする。

- 2 法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、第9条第4項に規定する身分証明書とする。

(管理に関する命令又は勧告)

第14条 法第26条の規定による命令は景観重要建造物等の管理に関する命令書により、同条の規定による勧告は景観重要建造物等の管理に関する勧告書により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第15条 省令第12条第1項に規定する提案書は景観重要樹木指定提案書とし、同項第3号に規定する書類は景観重要樹木提案合意書とする。

- 2 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木非指定通知書により行うものとする。

(指定の通知等)

第16条 法第30条第1項の規定による通知(次項において「通知」という。)

は、景観重要樹木指定通知書により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該指定が法第29条第1項の規定による提案に基づくものである景観重要樹木に係る通知は、景観重要樹木指定通知書により行うものとする。

3 法第30条第2項に規定する標識は、矢板市景観重要樹木指定標識とする。

(現状変更の規制)

第17条 省令第14条第1項に規定する申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書とする。

2 市長は、法第31条第1項の許可をした場合は景観重要樹木現状変更許可書により、許可をしなかった場合は景観重要樹木現状変更不許可通知書により、前項に規定する申請書を提出した者に通知するものとする。

(管理に関する命令又は勧告)

第18条 法第34条の規定による命令は景観重要建造物等の管理に関する命令書により、同条の規定による勧告は景観重要建造物等の管理に関する勧告書により行うものとする。

(管理協定の縦覧)

第19条 法第37条第2項(法第40条において準用する場合を含む。)に規定する意見書は、管理協定に対する意見書により行うものとする。

(所有者の変更の場合の届出)

第20条 法第43条に規定する届出は、所有者変更届出書により行うものとする。

(台帳)

第21条 省令第18条に規定する景観重要建造物に関する台帳は景観重要建造物台帳とし、景観重要樹木に関する台帳は景観重要樹木台帳とする。

(報告の徴収)

第22条 市長は、法第45条の規定により報告を求める場合は、景観重要建造物・樹木点検報告書の提出を求めるものとする。

(景観まちづくり団体)

第23条 条例第20条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる事項のい

ずれにも該当することとする。

- (1) 団体の活動が良好な景観形成に寄与するものであり、営利を目的とするものでないと認められること。
- (2) 構成員の全部又は一部が市内に住所を有すること。
- (3) 活動の区域が市内であること。
- (4) 活動が自主的な運営により継続的かつ計画的に行われていると認められるものであること。
- (5) 団体の活動が他者の財産権を不当に制限することがないと認められること。
- (6) 目的、活動内容、構成員その他必要な事項を記載した規約を定めた団体であること。

2 条例第20条第1項に規定する認定を受けようとする団体の代表者は、景観まちづくり団体認定申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第1項第3号に規定する規約
- (2) 団体の活動区域を示す図面
- (3) 団体を構成する者の氏名及び住所を記載した図書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

4 市長は、条例第20条第1項の規定により認定した場合は、景観まちづくり団体認定通知書により、当該団体に通知するものとする。

5 条例第20条第2項の規則で定める要件は、第1項各号に掲げる事項のいずれにも該当することとする。

6 市長は、条例第20条第2項の規定により認定を取り消した場合は、景観まちづくり団体認定取消通知書により、当該団体に通知するものとする。

(支援)

第24条 条例第21条第3号の規則で定めるものは、条例第7条第1項の規定により指定する景観形成重点区域の区域内において同条第2項の規定により定める景観形成の目標に適合する行為を行うものとする。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第26条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、意見又は

説明を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第27条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

2 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(様式)

第29条 この規則に規定する届出書等の様式は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬の額及び支給に関する規則の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬の額及び支給に関する規則（昭和47年矢板市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

空家等審議会委員	日額 7,000円	を
教育支援委員会委員（医師）	日額 20,000円	

」

「

空家等審議会委員	日額 7,000円	に
景観審議会委員（学識経験者）	日額 15,000円	
教育支援委員会委員（医師）	日額 20,000円	

改める。